

日本銀行金融ネットワークシステム（国債関係事務）についてのディスクロージャー

以下の資料は、BISの支払・決済委員会（CPSS）およびIOSCO（国際証券監督者機構）の共同作業部会により取りまとめられた『証券決済システムのディスクロージャーの枠組み』に対する回答集である。

対象とした証券決済システムは、日本における国債決済システムである日本銀行金融ネットワークシステム（以下、日銀ネット）（国債関係事務）である。当回答集は、現在および将来の参加者が当システムに関わるリスクをより容易・適切に把握・評価する一助となることを目的として、運営主体である日本銀行によってまとめられた。

当回答集は、基本的に作成時点（97年10月）における日銀ネット（国債関係事務）についての説明を試みているが、必要に応じ日銀ネット（当座預金）にも言及している。

一般的な解説を目的とする本資料の性格から、本資料の情報が個別ケースの全てにおいて妥当する回答となっているとは限らないため、本資料の回答内容を用いるに当たってはこの点に十分留意して頂きたい。

*本資料の内容についての照会先：

日本銀行業務局総務課

住所 〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2の1の1

電話 03-3279-1111 内線 6049

FAX 03-5255-8478

I. Basic Information (基礎的情報)

A. 証券決済システムの名称は何ですか。

「日本銀行金融ネットワークシステム<以下、日銀ネット> (国債関係事務)」という。

B. 証券決済システムは何処に所在し、いかなる時間帯 (time zone) に位置していますか。

日銀ネットは日本に所在するシステムである。口座を管理するホストコンピューター（東京都に所在）と、日本全国に所在する参加者の端末装置とが、オンラインネットワークによって結ばれている。

時間帯はグリニッジ標準時 (GMT)
+ 9 時間である。

C. 証券決済システムはいかなるサービス（機能）を提供していますか。

日銀ネット（国債関係事務）は、その参加者が日本国債の取引に関する決済をオンラインにより行うことを可能としている。また、日銀ネットでは、別途、日本銀行に開設された当座預金口座における資金の振替をオンラインで行うサービス（以下「日銀ネット（当座預金）」という。）も提供しており、これを利用して、DVPによる決済を行うことも可能である（DVPについてはV.E.参照）。

— 日本における国債の決済制度としては、①国債権者の請求に基づき、国債権者の権利行使を国債登録簿上で行う「国債登録制度」（以下「登録制度」という。）および、②国債証券

を集中的に管理し、国債権の移転等を国債証券の移動を伴わない帳簿（以下「参加者帳簿」という。）上の振替で行う「国債振替決済制度」（以下「振決制度」という。）がある。振決制度では、参加者から寄託を受けた国債を日本銀行名義で一括登録するとともに、参加者帳簿を設け、参加者毎の寄託額を管理している。

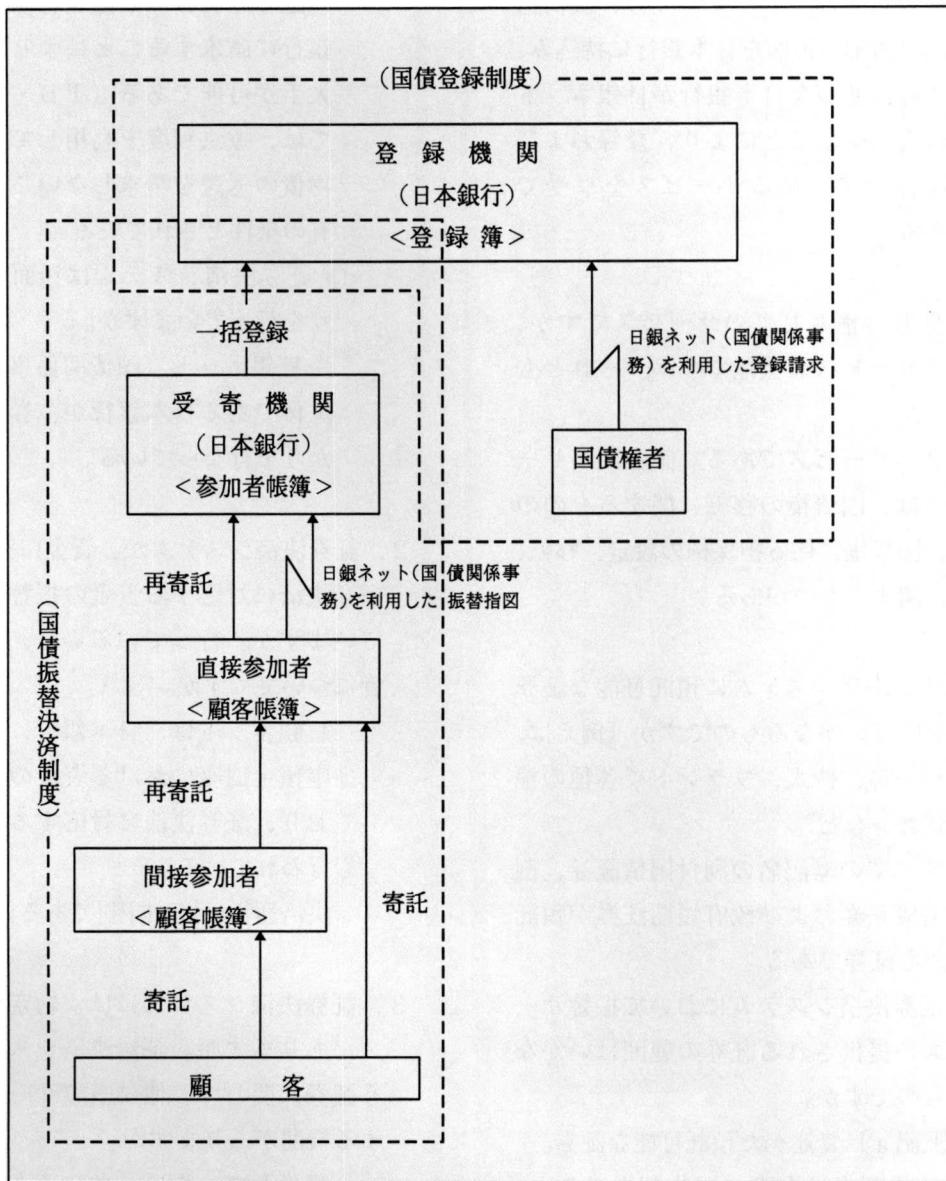
日本銀行は、国からの委託を受けて登録制度における「登録機関」となっている。また、振決制度における「受寄機関」としての役割も果たしている（振決制度は受寄機関たる日本銀行が参加者との契約に基づき運営する制度である）。

日銀ネット（国債関係事務）は、国債の決済制度において上記の地位を占める日本銀行が運営するオンライン・ネットワークシステムで、参加者は日本銀行の承認を受けた上で日本銀行と契約を締結することにより、同システムを利用した国債の決済（登録または振替）を行っている（登録制度と振決制度との関係および両制度と日銀ネットとの関係については図表1参照）。

— 国債の決済指図には、国債登録簿上の国債（以下「登録債」という。）の記名を変更するときに行う移転登録請求（以下「登録請求」という。）および参加者帳簿上の国債（以下「振決債」という。）を振替えるときに行う振替指図があり、日銀ネットでは両方の請求が可能である。また、

(図表 1)

国債登録制度と国債振替決済制度との関係および
両制度と日銀ネット（国債関係事務）との関係



登録および振決制度の参加者（振決制度については「直接参加者のみ」）のうち、日銀ネット（国債関係事務）の利用について日本銀行の承認を受け、日本銀行と契約を結んだものが日銀ネット（国債関係事務）の参加者として登録請求および振替指図をオンラインで行うことができる（上図「」の部分）。

登録債に担保権、質権等を設定するときに行う付記登録請求もオンラインにより可能となっている。

—— なお、非オンライン先も、決済指図に関する書面を日本銀行に持込み、これに基づき日本銀行が日銀ネットに入力することにより、登録および振替決済に係るサービスを享受できる。

1. 証券保管機構としてのサービスですか、証券決済サービスの機能ですか。それとも両者ですか。

両者のサービスである。証券決済サービスには、国債権の移転に関するもののはか、国債権に係る担保権の設定、移転、消滅に関するものがある。

a) 証券決済システムに預託可能な証券の範囲はいかなるものですか（例えば、債務証書、株式、ワラント＜各種の権利証書＞など）。

すべての無記名の利付国債証券、割引国債証券および政府短期証券が預託可能な証券である。

b) 証券決済システムにおいて振替サービスの提供される証券の範囲はいかなるものですか。

上記a)で述べた預託可能な証券。

c) 適格証券は券面（現物証券のこと、以下同じ）が廃止されたものですか、券面が不動化されたものですか、それとも券面の物理的な移動を要するものですか。

適格証券を、登録債として保有する

場合には、券面は発行されない。また、振決債の場合は不動化されている。ただし、割引短期国債（T B）・政府短期証券（F B）を除き、参加者は日本銀行に請求することにより現物証券の入手が可能である（T B・F Bについては、振決制度を利用して保有し、現物債の返還を請求しないことがその保有の条件とされている）。

d) 証券決済システムは券面の保護預かりを行っていますか。

日銀ネット（国債関係事務）の運営主体である日本銀行が、券面の保護預かりを行なっている。

2. 証券決済システムが、資金口座を提供し、証券決済に対応する資金の振替も自ら行っていますか。行っている場合、いかなる通貨についてですか。

日銀ネットは、日本銀行に開設された当座預金口座における資金の振替も扱っており、証券決済に対応する資金の振替も行われている。

決済通貨は「日本円」である。

3. 証券決済システムには、約定照合サービスがありますか。証券決済システムで取扱う証券に関して、他に当該サービスを提供する機関がありますか。

提供していない。他にそうしたサービスを提供している機関があるかどうかは承知していない。

4. （単に決済の段階でネット金額の振替を行うものではなく）「約定のネットティングサー

ビス」(約定段階で法的にネットティングされ、債権債務が直ちに縮減されるもの)を提供していますか。証券決済システムで取扱う証券に関して、他に当該サービスを提供する機関がありますか。ネットティングが行われる場合、どのようなタイプのネットティングですか(バイラテラルですかマルチラテラルですか)。

提供していない。他にこうしたサービスを提供している機関があるかどうかは承知していない。

5. 証券決済システムは、証券貸借サービスを提供していますか。

提供していない。

6. 証券決済システムは、利払い、配当、元本償還、もしくは源泉税還付等の取扱に係るカストディ・サービスを行っていますか。

元利払に係るサービスを行なっている。

7. 参加者との取引において、証券決済システムがセントラル・カウンターパーティーや相手方当事者となることがありますか。

証券決済システムがセントラル・カウンターパーティーとなることはない。

8. その他(具体的に)。

日銀ネット(国債関係事務)が提供しているその他のサービスとしては入札関係事務がある。

D. 証券決済システムの組織の性格はどのようなものですか。

中央銀行が運営するシステムである。

1. 証券決済システムは公的機関ですか、それとも民間機関ですか。

公的機関である。

2. 証券決済システムは営利目的のものですか、それとも非営利目的のものですか。

非営利目的である。

3. 証券決済システムの設立およびシステムを通じた証券振替の法的基盤はどのようなものですか。

登録制度は「国債ニ関スル法律」を始めとする法令に基づく制度、振決制度は「日本銀行法」第25条の大蔵大臣認可に基づき、同制度参加者と日本銀行との契約によって運営される制度である。また、これらの制度の下での証券決済を日銀ネット(国債関係事務)によりオンライン処理することの法的基盤は、「日本銀行法」第25条の大蔵大臣認可、オンラインでの国債の登録手続を可能とする旨規定した省令および参加者と日本銀行との契約である。

—— 「日本銀行法」は97年6月に改正された。新法は98年4月1日より施行されるが、現行法における振決制度およびオンライン処理に係る認可是、改正後も有効である。

E. 証券決済システムの組織や所有関係を表す図表を示して下さい。

日銀ネットは、日本銀行が所有・運営するシステムである。

1. 証券決済システムの所有者は誰ですか。

日本銀行である。

2. 証券決済システムは、どのような機関によって運営されていますか。第三者にアウトソーシングされている証券決済システム

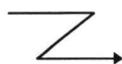
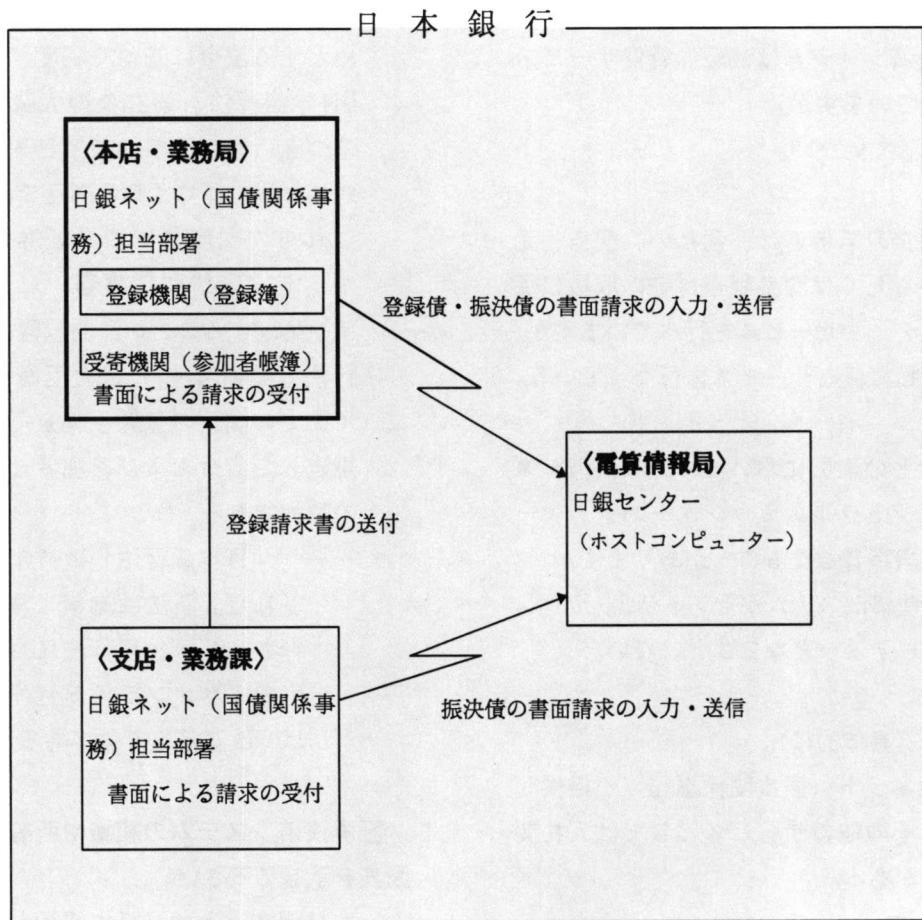
の機能がもしあるならば、それは何ですか。

日本銀行によって運営されている（図表2参照）。

3. 証券決済システムに理事会はありますか。

（図表 2）

日銀ネット（国債関係事務）の組織図



...オンライン

日銀ネット独自の理事会はない。但し、日本銀行の最高意思決定機関である政策委員会が日銀ネットの運営についても最高意思決定機関となっている。

- a) その構成はどのようなものですか。
該当しない（以下、同じ）。
- b) その責任はどのようなものですか。

F. 証券決済システムの財源を説明して下さい。

日銀ネットは、日本銀行が業務の一つとして運営するものでその費用を負担しているが、「オンラインによる請求」については、受益者負担の原則に則り、対外接続に要する費用（対外接続に必要なハード、ソフトの調達費用、オンライン先の回線使用料）の財源として利用者から手数料を徴収しているほか、振決制度への参加時には、参加先から参加料を徴収している。

- 1. 払い込み資本や内部留保ですか。
該当しない（以下、同じ）。
- 2. 保証や保険による補填ないしそ他の類似の取極ですか。
- 3. クレジット・ラインやL／Cですか。
- 4. 株主ないし参加者への負担割当ですか。

G. 証券決済システムやその運営主体は公的機関による認可や監督に服しているかどうか説明して下さい。

日銀ネットは中央銀行である日本銀行が運営するシステムであるが、本章D. 3. で述べた認可の枠組みの中で、大蔵大臣

の監督に服している。

II. Rules and Procedures of the SSS（証券決済システムの規則）

A. 証券決済システムには、参加者の権利、義務、および証券決済システムの責任を律する詳細な規則集がありますか。

ある。日銀ネットの運営主体である日本銀行は、利用開始に当たり、参加者と契約を締結する。その際、日銀ネットの利用に係る権利義務関係を定めた規則および利用業務（登録、振決、D V P 等）毎の具体的な事務処理手順等を定めた運用マニュアルを交付すると共に、これらを遵守することが契約により義務づけられる。

1. 参加者は規則の写しをどのようにして入手できますか。

日本銀行が参加者に配付している。

2. 参加者に与えられた他の資料（例えばユーザーガイド）は、規則と同等の位置付けですか。

参加者に対して配布している運用マニュアルは利用先が日銀ネットを利用する際に遵守すべき事項を定めている点で、規則と同等の位置付けにある。

3. 監督機関による承認の要否を含めて規則改訂の手続を説明して下さい。

契約上日本銀行は日銀ネットの円滑な

運行維持のための規則改訂を行う権限を有しております、日本銀行が規則改訂を行った場合、参加者に通知するという手續がとられる。

a) 規則改訂にはどのような権限が必要ですか。規則改訂の権限は、規則変更の種類によってどう違うのですか。

日本銀行が必要に応じて規則の改訂を行う。

b) 参加者は規則が変更になったことをいかにして知らされるのですか。

規則が変更された場合には、日本銀行が参加者に書面で通知している。

c) 参加者もしくはその他が規則改訂の提案に対しコメントする手続はありますか。

そのような手続は規則上特に設けられてはいない。但し、実際には、規則改訂により影響を受ける参加者に対しては、日本銀行は事前に規則改訂の概要を説明し、またはコメントを求めることがある。

また、システム変更等について参加者からの要望を受けて、システム変更およびそれを受けた規則改訂に意見を反映させることもある。

B. 規則は、参加者と同様に、証券決済システムをも拘束するものですか。証券決済システムはいかなる場合に、誰の権限により、明記されている規則を撤回もしくは停止することができますか。

両者を拘束するものである。但し、日本銀行は日銀ネットの障害等により契約

により取り結んだ規則による取扱いができないと認めた場合には、当該規則の規定と異なる取扱いをし、または参加者に当該規則の規定と異なる取扱いを指示することができる旨が規則に明示されている。

III. Relationship with Participants (参加者との関係)

A. 証券決済システムにおける参加資格の種類を示して下さい。

次の3種類の参加資格がある。

(1) 日銀ネット(国債関係事務)のオンライン参加者。

(2) 非オンライン参加者のうち、国債MACキーの配付を受けている参加者。すなわち、日本銀行から国債MACキーの配付を受けて、国債MACを計算しこれをオンライン参加者に通知し入力させることによって、間接的に日銀ネット(国債関係事務)を利用しているもの。

—— 国債MAC(Message Authentication Code)とは、日本銀行が予め配付した暗号キー(国債MACキー)と数値化した請求内容(譲渡人、譲受人、銘柄、金額等)をもとに、特定の暗号技術を用いて算出した数値であり、買手(売手)の記名・捺印に代わる請求意思確認手段として用いられている。

—— 登録請求の場合は法令上の要求により、また、振替指図のうちの譲受人からの指図については契約(日銀

ネットの規則)により、取引の双方当事者の請求意思を確認することが求められている。このため、日銀ネット（国債関係事務）では、片方当事者（オンライン参加者）のみによるオンライン登録請求（または振替指図）を可能とするために一方当事者が国債MACを計算しそれを他方当事者に通知したうえで、他方当事者がオンライン請求を行う場合に当該国債MACを入力し、日銀ネット（国債関係事務）自らが計算した国債MACと一致することを条件に、当該オンライン請求を受けることとしている。このため、オンライン参加者でなくとも、国債MACキーの配付を受けていれば、間接的に日銀ネット（国債関係事務）を利用することができるようになっている。

(3) 非オンライン参加者のうち、国債MACキーの配付を受けていない参加者。すなわち、書面により登録請求（または振替指図）を行う先（書面を日本銀行に持込み、日本銀行が日銀ネット（国債関係事務）に入力することによって間接的に日銀ネット（国債関係事務）を利用しているもの）。

—— 登録債または振決債を保有するもののうち、(1) および(2) 以外のものが該当。

—— なお、振決関係事務については、MACキーを配付していない非オンラインの中に間接参加者（直接参加者の顧客帳簿に寄託口座を有する顧客のうち、自らも顧客を有する金融機関

等）が存在する。

1. 各参加資格はどのように異なるのですか。

上記A. 参照。

2. 同一資格に属する参加者は、全て同一の規則に従いますか。重要な例外があれば、参加者によって規則が異なるケースとその理由付けを含めて、説明して下さい。

同一資格に属する参加者は、全て同一の規則に従う。

B. 参加者は、証券決済システムにおいて、自己資産口座から分別して顧客資産口座を開設できますか。

登録関係事務に関する日銀ネット（国債関係事務）参加者は、法令（「信託法」等）により、分別管理が必要な場合等に、自己資産口座から分別して、別記名の口座を開設できる。

振決関係事務に関する日銀ネット（国債関係事務）参加者は、自己資産口座（以下「自己口」という。）から分別して顧客資産口座（以下「預り口」という。）を開設できる。

1. 可能な場合、顧客全体のための単一の混蔵寄託口座ですか、それとも複数の顧客毎の個別口座ないしサブ・アカウントですか。

登録国債を自己資産口座から分別する場合の顧客資産口座は、顧客毎の個別口座である。

振決国債を自己資産口座から分別する場合の顧客資産口座は、顧客全体のための単一の混蔵寄託口座である。

2. 分別保管は任意ですか、それとも強制的なものですか。

分別保管は強制的なものである。

3. 第三者名義のサブアカウントが証券決済システムに置かれることで、当該第三者はシステムの規則の下で参加者としての権利を有することありますか。

当該第三者が参加者としての権利を有することはない。

C. 各参加資格について、参加者に求められる資格要件を示して下さい。

(1) 日銀ネット（国債関係事務）のオンライン参加者の資格は、国債市場の主要な参加者であることを原則としている。具体的には、シ団構成員（自らは応募または払込みを行わず系統上部機関が一括してこれを行っている先を除く。系統上部機関には全信連、全信組連、労金連および農林中金がある。）、入札参加者または振決制度参加者であれば基本的に参加を承認している。

(2) 非オンMACキー配付先の参加資格要件は、金融機関であること。

(3) MACキーの配付されない非オン先として、すなわち書面により、登録請求を行うことは、希望者なら誰もが可能である。一方、MACキーの配付されない非オン先として振替指図を行うには、振決制度の参加者であることが必要。

1. 参加者はシステム所在地に居所を置くことが必要とされますか。

現状、(1)、(2)の参加先、および

(3)の参加先のうち振替指図を行なうものは日本国内に居所を置くことが必要とされている。(3)の参加先のうち、登録請求については非居住者も代理人を通じて請求を行っている。

—— 非居住者も代理人を通じてオンライン移転登録請求を行うことが可能だが、その場合代理人が(1)の資格要件を満たしていることが必要である。

2. 参加者は何らかの監督制度に服していることが必要とされますか。

参加者が金融機関である場合には、それぞれ法律により主務官庁の監督に服している。

参加者として服すべき特別の監督制度はない。

3. 参加者は証券決済システムへの出資を求められますか。

求められない。

4. 財務上、経済上、法人格上、または他の要件がありますか（例えば、最低自己資本や適格性テスト）。もしあれば示して下さい。

上述のみ（上記C.参照）。

D. 証券決済システムは、参加者による規則遵守を確保するために参加者を監視していますか。もし監視していれば、説明して下さい。

日本銀行は、日銀ネットの運営主体として、日銀ネットの円滑な運行が確保されるように、参加者の口座残高について、

日々監視している。

E. 証券決済システムにおいて、参加者の参加資格終了条件は何ですか。参加資格の終了によって参加者の義務は全て消滅しますか。そうでない場合、どのような義務が残り得ますか。

参加者は2ヶ月の予告期間をもって、日銀ネットの利用に関する日本銀行との約定を解約することができる。なお、解約後の参加者には、日銀ネット利用に係る手数料以外の債務は残らない。

F. 証券決済システムが参加資格を剥奪し得るのはどのような場合ですか。

日本銀行は次のいずれかを事由として、直ちに参加者の日銀ネットの利用に関する約定を解約することができる。

- (1) 参加者が規則に違反したこと。
- (2) 参加者が、日本銀行が規則に基づいて発出した指示または定めた事項に違反したこと。
- (3) 参加者が、その他日銀ネットの円滑な運行を阻害するおそれがあると日本銀行が認めたこと。

G. 義務の基準（軽過失、重過失、故意、無過失責任、その他）や不可抗力の判定基準、証券決済システムの責任制限（間接、結果責任の排除等）を含め、証券決済システムの参加者に対する義務の範囲について説明して下さい。また、これらの責任制限はどこに示されていますか（例えば制定法か契約かなど）。

日本銀行は、予め日本銀行が定めた処理手順に従い、その受信した電文のみを

処理する義務を負い、当該処理手順に適合しない電文は処理しない。また、書面請求に係る処理についても、日本銀行が相当の注意をもって受けた書類の印影または署名を相違ないものと認めた場合には、その届出にかかる参加者が当該書類により、届出を行なったものとみなして、処理を行う。当該処理手順に適合した電文または書類の処理において、電文または書類の偽造または変造等の事故があつたために生じた損害については責任を負わない。さらに、参加者が規則に違反したために生じた損害については責任を負わない。こうしたことは契約で定められている。

IV. Relationships with other SSSs and Commercial Intermediaries (他の証券決済システムや仲介業者との関係)

A. 証券決済システムは他の証券決済システムとリンク（サブ・カストディアンや資金決済の委託を含む）ないしその他の関係を有していますか。

日銀ネット（国債関係事務）は、他の証券決済システムとリンクしていない。

1. リンク先の他証券決済システムおよび当該システムとのリンクを通じて振替が可能な証券の種類について説明して下さい。

該当しない（以下、同じ）。

a) リンク先の証券決済システムの名称

および所在地。

- b) 上記先へのリンクを通じて振替が行われ得る証券の種類。
- c) 上記先へのリンクを通じた証券の振替処理は非DVPのみですか。DVPも可能ですか。DVPの場合、証券振替と対応する資金決済のタイミングについて説明して下さい。
- d) リンク先の証券決済システムは貴システムに対してカストディ・サービスを提供していますか。もし提供している場合、信用リスクやカストディ・リスクを負うのはどちらですか。

B. 証券決済システムは、上記質問にある他証券決済システム以外に、サブ・カストディアンや資金決済のコルレス先を利用していますか。利用している場合にはサブ・カストディアン名と資金決済コルレス先名、および各々の責任を示して下さい。

利用していない。

C. 他の証券決済システムや、カストディアンもしくは資金決済コルレス先の選定・見直しの基準について、財務上や事務処理上の要件、あるいは保険や公的監督の存在を含めて、説明して下さい。

該当しない。

D. 証券決済システムは、証券発行ないし支払の代理人 (issuing or paying agent) といった仲介業者に対して、あるいはこれらの仲介業者に代わって、資金や証券の貸出を行いますか。

該当しない。

E. 他の証券決済システムや仲介業者が証券決済システムに対する義務を履行できない事態について、証券決済システムや参加者の防御手段として、リスク管理策、担保、その他の資金や証券の流動性確保策を含め、どのような方法があるか、説明して下さい。

該当しない。

V. Securities Transfers, Funds Transfers, and Linkages between Transfers (証券・資金の振替と両振替のリンク)

A. 決済指図が証券決済システムで（振替）処理される前に決済指図の照合が行われるかどうか、どのようにして行われるかを説明して下さい。

決済指図の照合は行われない。

1. 照合は、例外なく全ての取引に必須ですか。

該当しない（以下、同じ）。

2. 照合が一致しない場合にはどのような手続がとられますか。

3. 照合後の決済指図は、参加者に対して拘束力を持ちますか。

a) その場合、参加者が債務を履行できないケースの措置（決済の強行、罰則、残高不足等）を具体的に記述して下さい。

b) そのような措置が採られるのは、証券決済システムのルールに基づくものですか、あるいは国内法規制によるも

のですか。

- c) 照合後の指図が拘束力を持つ時点、
また「事前照合」(pre-matching) が行
われる場合には、それらの時点をも示
した時間割を示して下さい。

B. 証券決済システムでは、証券は登録されま
すか。

証券は登録される。

—— 日銀ネット（国債関係事務）は、
上述のとおり（I.C. 参照）国債の
登録・振替双方を決済サービスの対
象としている。前者の場合は決済サ
ービスの内容自体が登録であるので、
ここでは後者（振決債）を対象とし
て回答する。

1. 登録機関はどこですか。

日本銀行である。

2. 通常、証券決済システム（ないしその
nominee=代理人）の名義で証券の登録を行
いますか、あるいは実際上の所有者の名義
ですか。証券決済システム内で保管されて
いる証券が、証券決済システム（ないしそ
の代理人）または所有者のいずれの名義で
もないというケースがありますか。

振決債においては、受寄機関である日
本銀行名義で国債登録簿への登録が一括
して行われる（前掲図表1参照）。

3. 証券決済システムがカストディアン・サー
ビスを行っている場合、本来の所有者の名
義で登録された証券を保有していますか。

証券決済システムがカストディアン・
サービスを行っている振決債は、参加者
帳簿上は本来の所有者の名義あるいはそ
のエージェント（振決制度参加者）の名
義である。しかし登録簿上は日本銀行の
名義である。

4. 証券決済システムが証券の譲受人への登
録手続を開始するのは、いかなる場合で
ですか。

証券決済システムが証券の譲受人への
登録手続を開始することはない（譲受人
が振決債の形で国債を持ち続ける限りは、
登録手続は発生しない）。

5. 通常、上記4. の登録手続にはどのくら
い時間がかかりますか。参加者は登録の完
了をいつ知らされますか。

該当しない。

6. 証券の譲受人への登録手続が完了する前
に、証券決済システム内で証券の振替が行
われることがありますか。その場合、破
産の発生、その他の事情により譲受人名義に
登録されないような結果となるケースでは、
振替の組戻ないし取消を行うことが証券決
済システムのルールで定められていますか。

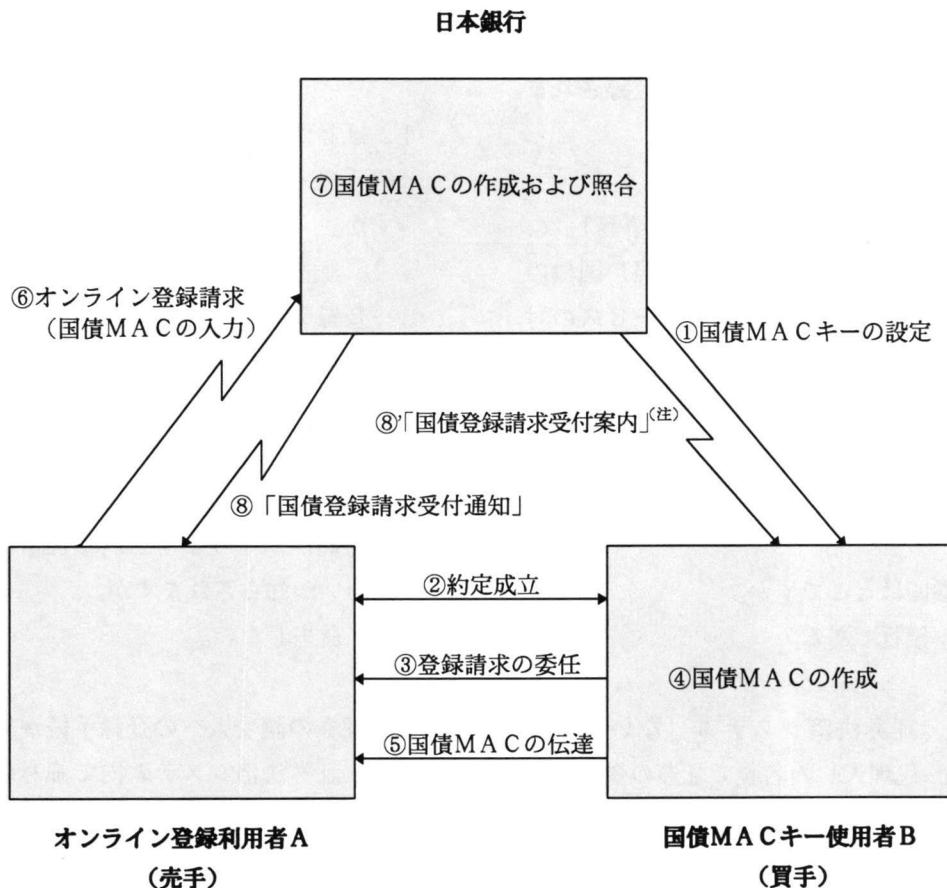
該当しない。

C. 証券決済システム内で、証券の振替が行わ
れる方法について記述して下さい。

証券の振替は登録請求、または振替指
図をもってなされるが、その際は以下の
手順を踏む（詳細は後掲図表3、4参照）。

(図表 3)

**登録請求のオンライン入力
(売手入力の場合)**



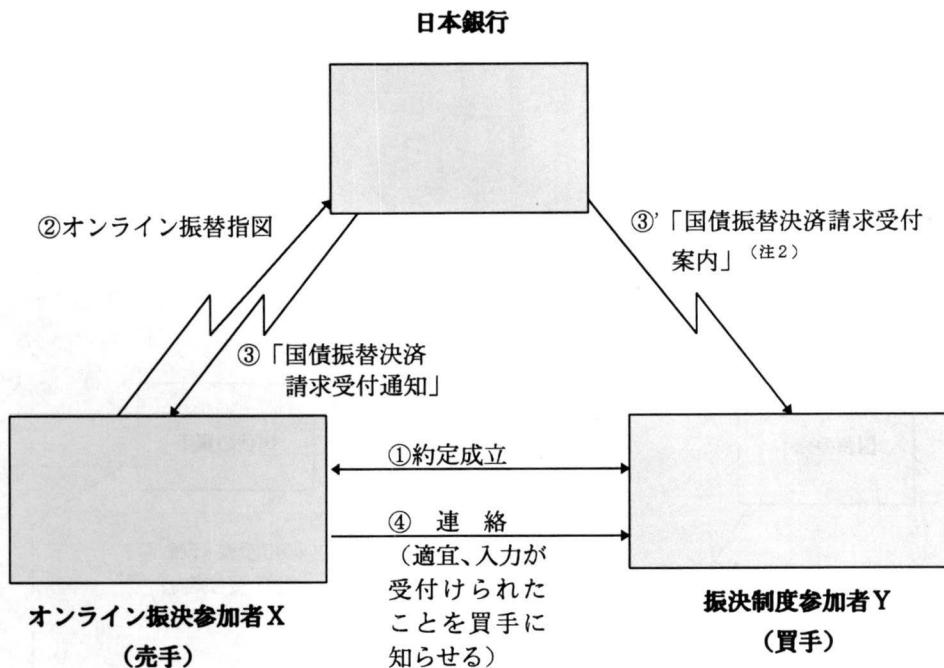
(注) Aが当日入力した場合にのみ送信。

- (1) 当事者の一方が決済指図（登録請求または振替指図）を日銀ネット（国債関係事務）に入力する。
—— これに先立ち、必要に応じてMACの受渡を行う（Ⅲ.A. 参照）。
- (2) 日銀ネットのホストコンピューターは当該オンライン入力の有効性を確認のう

え受付ける。
—— MACが決済指図に付隨しているときは、日本銀行は自らMACを計算して、取引先が入力したMACの正当性を確認する。また、決済指図が決済日として指定された日の当日入力された場合は、処理時点における

(図表 4)

**振替指図のオンライン入力
(売手入力の場合^(注1))**



(注1) 買手入力の場合にはMACの入力が必要。

(注2) Xがオンライン振替指図を決済日の当日入力し、かつYがオンライン振決参加者である場合にのみ送信。

る処理可能証券の残高確認を行う。本残高や予定残高に赤残を生じさせるような、あるいは予定残高の赤残幅を拡大させる（一般処理を指定した場合）ような入力は受けられない。

(3) 指定された処理区分（優先処理または

一般処理）に応じて決済を実行する。

—— 参加者がオンライン入力する場合には、次のいずれかの処理区分を指定して入力する。

① 優先処理：入力受付後遅滞なく決済を行う処理方法。

② 一般処理：当日の入力締切時刻（15時）後に、他の一般処理を指定した決済指図と同時に、一括して決済を行う処理方法。

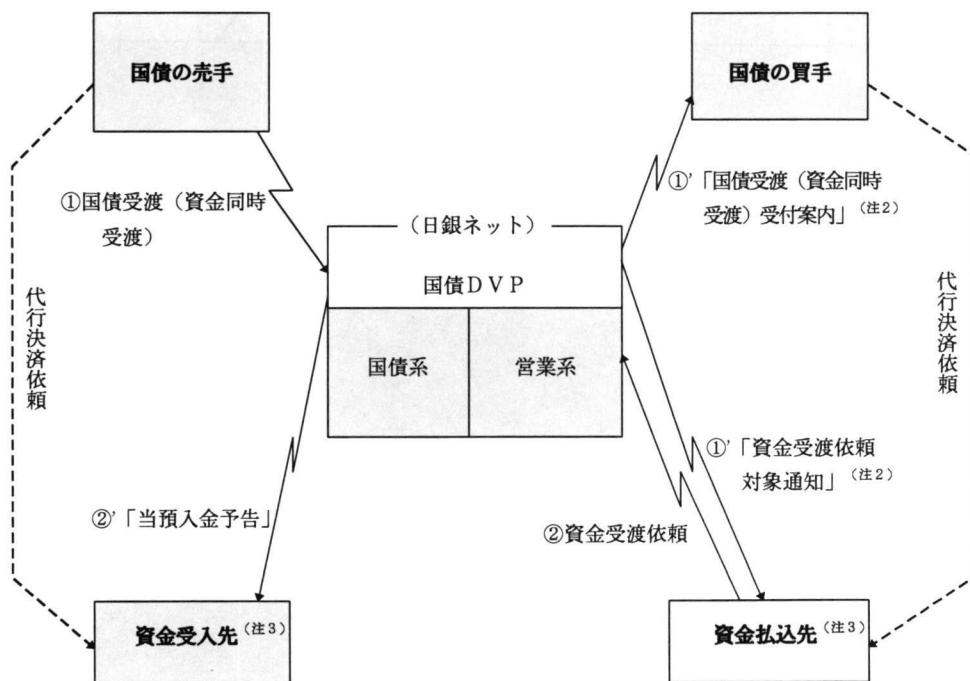
—— なおDVPを選択している場合に

は、(2)と(3)の間に、対応する資金受渡依頼が日銀ネット（当座預金）に入力され、それが受けられることが必要となる（図表5参照）。

1. 証券の振替は、参加者口座の貸記または借記として行われるのですか、それともそ

(図表 5)

**国債DVPのスキーム
(一般処理を指定した登録請求を売手が入力する場合^(注1))**



(注1) ここでは簡略化のため、①の前に行われる以下の事項については省略した。

- (a)日本銀行による買手への MAC キーの設定、(b)買手と売手との間の約定の成立、
- (c)買手による MAC の作成および売手への送付、(d)日本銀行による MAC の作成および照合。

(注2) 「国債受渡（資金同時受渡）」が当日に入力された場合にのみ送信。

(注3) 日銀ネット（当座預金）参加者。

れ以外の方法によりますか。

登録請求が行われた場合には、登録機関である日本銀行における登録簿上の参加者口座の残高の更新が行われる。これに対して、振替指図が行われた場合には、受寄機関である日本銀行にある参加者帳簿上の参加者口座の借・貸記が行われる（登録簿上は日本銀行名義く当口座は日本銀行のプロパー口座とは区別されている）で一括記帳される。前掲図表1参照）。

2. 処理は継続的に（即時ベースで）行われますか、あるいは1ないし複数のバッチ処理で行われるのですか。

優先処理を指定したオンライン入力の処理は入力が受けられた都度、遅滞なく行われる。これに対して一般処理を指定したオンライン入力の処理は、一般処理時点において、他の一般処理を指定したオンライン入力とともに、バッチ処理で行われる。

3. 継続的に処理が行われる場合、処理時間帯は何時から何時までですか。バッチ処理の場合、処理の開始および終了時間はいつですか。

優先処理を指定したオンライン入力の処理時間帯は、入力時間帯と同様決済日当日の9時～15時までである。これに対して一般処理を指定したオンライン入力（入力時間帯は、受払を希望する日の19日前く暦日ベース）から前営業日まで入力可能な先日付入力は9時～16時、受払日当日における入力は9時～15時）に係る

バッチ処理は、原則として、当座預金の3時時点確定処理の終了後（15時50分頃）に始まり16時20分頃に終了する。

4. 証券決済は毎日行われますか。週ないし月の特定日のみにしか決済を行わない証券があれば示して下さい。

証券決済は毎日行われる（取引約定日から3日目に決済する、T+3日のローリング決済方式により行われている）。

D. 証券決済システムの確定的な資金振替は、決済システム自身に設けられた参加者口座の残高の貸記または借記によって行われるのか、それとも他の商業銀行や中央銀行における参加者口座の残高の貸借振替で行われるのか、あるいはその他の方法によるのか、説明して下さい。

国債決済資金の振替は、参加者が相対で行っており、必ず日本銀行の当座預金口座が利用されるとは限らない。但し、DVPを指定したオンライン入力については、資金の確定的な振替は日銀ネット（当座預金）の運営主体である日本銀行に設けられた日銀ネット（当座預金）参加者の当座預金口座の残高の貸借振替により行われる。

—— 日銀ネットを利用して証券（国債）の決済を依頼する者は、日銀ネット（当座預金）を利用してDVPができる。具体的には、自らが当預取引先で、かつ、日銀ネット（当座預金）の参加者でもある場合と、当預取引先で日銀ネット（当座預金）の参加先に証券（国債）決済にかかる資金

決済を依頼する場合とがある。

1. 証券決済システム自身に参加者の資金口座が開設されているのですか。その場合、こうした口座は、民間銀行ないし中央銀行の預金口座と同様のものですか、あるいは「(資金の)記録のための」口座(cash memorandum accounts)としてのみ機能するものですか。

上記参照。

2. 参加者が預金について信用リスクを負うのは、いかなる相手方(証券決済システムないしその他)に対してですか。

日本銀行に設けられた当座預金口座を用いた決済の場合は、参加者が預金について信用リスクを負うことはない。

3. 参加者に対し与信を行うもしくは資金を前払いすることによって証券決済システム自身が信用リスクにさらされることになるのは、いかなるケースですか。

日本銀行が参加者に対して、証券決済に係る資金について与信または前払いをすることはない。したがって、証券決済システム自身が信用リスクにさらされることはない。

4. そのような与信はどのくらい続き得ますか。通常はどのくらいの期間続くのですか。
該当しない。

E. 証券決済システムはDVPシステムとなっていますか。そうである場合には、DVP報

告書の分類に従って、システムがどのDVPモデルにあたるか記述して下さい。また、図を用いて、証券決済システム内で証券振替と資金振替の処理が行われるタイミングを示して下さい。証券決済システムにおいて、決済の処理につき複数の選択肢を提供している場合、各選択肢について回答を作成し、各選択肢のいずれがより多用されているかを示して下さい。

証券決済システムはDVPが利用可能なシステムとなっている(国債DVPのスキームについては前掲図表5参照)。DVPに係る処理区分としては、優先処理および一般処理があり、後者が多く選択されている。また、このシステムはDVP報告書の分類によると、優先処理の場合はモデルI(グロスーグロス型)、一般処理の場合はモデルIII(ネットーネット型)である。

証券決済システム内で証券振替と資金振替の処理が行われるタイミングは、証券口座と資金口座に残高不足が発生していないことが確定してからである(下記2.および前掲図表5参照)。

1. 資金振替と証券振替の処理は同一システム内で行われますか、あるいは、別のシステムで行われるのですか。別のシステムの場合、どのようにリンクされていますか。

資金振替と証券振替の処理は同一システム(日銀ネット)内で行われる。

a) 各々の証券振替は、取引1本毎に特定の資金振替とリンクされていますか。

それとも、ネットベースの資金決済その他の方法で資金決済とリンクしているのですか。

各々の証券振替は、取引1本毎に特定の資金振替とリンクされている。

—— 一般処理においても、各々の証券振替は取引1本毎に特定の資金振替とリンクされているが、国債および資金に予定残高不足がないことが確認されてから、それらが一斉にバッチ処理される扱いとなっているため、経済的にはネットーネット型と同様の効果が得られている。

b) 証券決済システムは大口取引を複数の取引に「分割」しますか、あるいは参加者がそのような分割を行うことを要請していますか。

証券決済システムは大口取引を複数の取引に「分割」することはない。また、参加者に分割を行うことを要請することもない。

2. 証券や資金の振替が確定するのはいつですか。

優先処理を指定したものについては、国債受渡（資金同時受渡）入力が受けられ、それを受けて入力される資金受渡依頼が受けられた時である（国債、資金受渡依頼が受けられるためには、当該国債、資金受渡依頼の入力により、入力先の国債残高、資金払込先の当座預金残高が、それぞれ残高不足とならないことが要件となる）。一方、一般処理を指定したものについては、一般処理時点において資金受渡依頼が未入力のものが存在

しないこと、ならびに国債および日本銀行当座預金の残高が不足している参加者が存在しないことが日本銀行により確認されたときである。

a) 証券決済が確定するのはいつですか。
それはいかなる出来事の後ですか。

上記参照。

b) 資金決済が確定するのはいつですか。
それはいかなる出来事の後ですか。こうしたタイミングで、証券と引換えに受領した資金を同日中に再度振替えることが可能ですか。

上記参照。

なお、こうしたタイミングで、証券と引換えに受領した資金を同日中に再度振替えることは可能。

c) 証券の最終的な受渡しが資金の最終的な振替より先行する場合、（証券の譲受人）参加者は資金のファイナリティ確定に先立って、こうした証券を自由に処分できますか。その場合、（証券の譲渡人によって）資金が受け取られないなどのような措置が採られますか。

該当しない（証券の最終的な受渡しが資金の最終的な振替より先行することはない）。

d) 資金の最終的な受渡しが証券の最終的な振替より先行する場合、（証券の譲渡人）参加者は証券のファイナリティに先立って、こうした資金を自由に処分できますか。その場合、（証券の譲受人）参加者が証券を受け取れないどのような措置が採られますか。

該当しない（資金の最終的な受渡し

が証券の最終的な振替より先行することはない)。

- e) 証券や支払通貨の種類によって、振替確定の時点は異なりますか。それらを記述して下さい。

証券は国債のみ、支払通貨は円のみであり、振替確定の時点は異ならない。

3. 参加者は証券や資金の振替が、まだ暫定的な段階でその通知を受けますか。それとも、確定した時点でのみ通知を受けるのですか、あるいはその両方のタイミングで通知を受けるのですか。

両方のタイミングで通知を受ける。

参加者は証券および資金の振替が、まだ暫定的な段階で、一般処理時点で振替えられる旨の予告通知を受ける（国債資金同時受渡依頼が受取当日に入力された場合は入力受付後に、先日付で入力された場合は、登録日の前日の夕方に送信される）。さらに確定後に、日本銀行から振替を実施した旨の通知を受ける。

F. 証券決済システムは、資金や証券の振替を「保証」していますか。

保証していない。

1. 証券決済システムが振替を保証するのは、いかなる場合で、どの時点ですか。
該当しない（以下、同じ）。
2. 保証によって、証券決済システムはどのような義務を負いますか。
3. 保証は、証券決済システムのルールによるものですか、それとも国内法規制に基づくものですか。

VI. Default Procedures (破綻対応手続)

A. 証券決済システムのルール上、参加者の「破綻」の原因となったり、証券決済システムが例外的な決済方法や組戻を行ったりするには、いかなる事態ですか。

証券決済システムのルール上、参加者の「破綻」の原因となる事態はない（予定残高<Ⅶ.A. 参照>の赤残の発生は、参加者の破綻を意味しない）。一方、ある参加者が支払不能に陥った場合、または、法令によってその業務に制限が課せられた場合には、当該参加者に係る日銀ネットの利用を規制する等必要な措置をとることができる。

—— 日本銀行は、日銀ネットの運営主体として、参加者に対して日銀ネットの安全かつ円滑な運行を確保するための必要な措置を探ることができる旨、参加者との契約に定められている。

1. 法律における基準によって、参加者が支払不能とされる場合ですか。

上記A. 参照（以下、同じ）。

2. 規定された時間内に支払や証券の受渡しができない場合ですか。

3. ルールにおいて破綻もしくは特例措置の行使決定に際しての裁量が認められている場合には、このような裁量権を行使し得る者とその状況を記述して下さい。

B. 参加者破綻が起きたこともしくは特例措置を採ることを決定した際、その後証券決済システムではどのような手續が採られますか。

日本銀行は、特例措置を採ることを決定した場合には、速やかにシステム上の所要の措置を講ずるとともに、対象となる参加者および必要に応じて他の参加者に対して連絡する。

具体的には、法律（「銀行法」第26条等）に基づき業務停止命令等が発出された場合には、当該破綻先から日銀ネット利用停止の願出を徵求した上で、当該破綻先を当事者とする取引を対象として、日銀ネット利用先による新規入力を停止することとしている（書面による請求は可。但し、業務停止命令等の対象となる取引については、請求者にその旨を指摘し、実行意思を確認する）。また、破綻先を一方当事者とする入力済みの予約取引についても、業務停止命令等の対象となる取引については、請求者にその旨を指摘し、実行意思を確認することとしている。

—— 業務停止命令等は、破綻先を名宛人として発出されるものであり、日本銀行や破綻先の取引先の行動を直接拘束する効力を持つものではないと解されている。

1. 破綻の起こったことを、参加者はいつどのようにして知らされますか。

上記B. 参照。

2. 証券決済システムは、これらの状況の下でも、参加者に対する全ての債務を履行すべきものと期待されていますか。そうである場合、システムの債務履行のための財源について説明して下さい（担保、参加者の基金・保険、ロスシェア取極など）。

日本銀行はそのような義務を負わない。

3. 参加者への通知タイミングや重要な締切時限、および2. の財源使用順序などを示すスケジュールについて説明して下さい（例えば、いつ証券決済システムは参加者に債務を履行し、参加者はいつロスシェアの分担に応じる必要があるか、など）。

該当しない。

4. 証券決済システムが証券振替や資金振替を組戻すこととなる状況を全て説明して下さい。

破綻を原因とするか否かにかかわらず、一般的に決済日の一般処理時点において、予定残高の赤残を解消できない場合の対応については、VII.A.4. を参照。

a) 証券決済システムによる証券振替ないし資金振替の組戻実施の決定は、いかなる主体によって、どのように行われますか。

VII.A.4. を参照（以下、同じ）。

b) 参加者は証券や資金の振替の組戻実行の決定をいつどのように知らされるのですか。

c) 参加者は、組戻により生じる証券や資金口座のマイナス分を、どのくらいの期間、受容する（自分の証券や資金でカバーする）必要がありますか。

d) 決済の組戻の際には、全ての振替が組戻されることになりますか、あるいは振替の一部（例えば、全ての証券購入あるいは一部の参加者の証券購入のみ）のみが組戻されることになるので

すか。

e) 振替の一部のみの組戻が行われる場合、どのような振替をいかなる順序で組戻すかを決定するための手続について説明して下さい。

5. 証券決済システムの所在地において、倒産は遡及的に効果を生じ(ゼロアワー・ルール等)、資金や証券の振替の組戻し原因となることがありますか。

有り得ない(日本においてゼロアワー・ルールは採用されていない)。

6. 上記質問 V.E. 2. の答えて定義された証券や資金の振替が組戻されるのはどのような状況か説明して下さい。

確定した振替が組戻されることはない。

C. 証券決済システムの参加者が、かつて実際に破綻宣告を受けたことはありますか。

日銀ネットの参加者が破綻宣告を受けたことはある。ただし、これが他の参加者および証券決済システムに損失を招いたことはない。

1. その時ロスシェアの手続は採られましたか。

該当しない。

2. こうした破綻が証券決済システムや参加者に損失を招いたことはありますか。

こうした破綻が証券決済システムや日銀ネット参加者に損失を招いたことはない。

VII. Securities Overdrafts, Securitites Lending, and Back-to-Back Transactions (証券口座の赤残、証券貸付、回転売買)

A. 証券決済システムの証券口座に赤残(O/D)が生じることがありますか。

証券口座の残高の概念としては、①「本残高」および②「予定残高」の2つがある。前者はリアルタイムの残高を意味し、赤残が生じることはない(赤残を生じさせる入力はエラーとして受けられない)。一方、後者は現在の入力状況で、一般処理における決済が実行された時に見込まれる残高を意味し、一般処理時点までは赤残の状態が認められる(但し、一般処理時点における赤残は認められない)。

1. このような赤残が生じるのは、いかなる場合ですか。

A. 参照。

a) こうした状況の下では、常に、取引がフェイルすることなく、証券口座の赤残になるのですか。常に赤残になるものではないとすると、証券決済システムにおける取扱の相違を説明して下さい。

A. 参照。

b) こうした状況は、証券決済システムのルールに明示的に記されていますか。明示的に記されている。

2. このような赤残はどのくらいの期間続けることができますか。通常はどのくらいの期間続けますか。

「予定残高」の赤残は、入力時点（最長で決済を希望する日の19日前）から、決済日当日の一般処理時点（15時）の直前まで続けることができる。但し、一般処理時点において「予定残高」に赤残が発生している状態を未然に防ぐという観点から、運用上、決済日当日の業務開始時に予定残高が赤残となることは極力避けるよう参加者を指導するとともに、仮に赤残が生じている場合には速やかに赤残を解消するよう指導している。システム上も、決済日当日には、予定残高が新たに赤残となる、または予定残高の赤残が拡大するオンライン入力はエラーとして受けないこととしている（当該事項は参加者に配布している運用マニュアルに明示している）。

3. 証券口座の赤残は、どのように回避され、解消され、管理されていますか。

「本残高」については、赤残を生じさせる入力はエラーとして受けないことにより、赤残の発生を回避している。一方、「予定残高」の赤残については2.で述べたことの他に次の方法を探ることにより回避、解消および管理を行っている。

① 日本銀行が決済日当日の業務開始時において「予定残高」に赤残の発生している参加者に対してその旨を日銀ネットを通じて通知する。

② 当該参加者は赤残解消となるようオンライン入力（取消を含む）を行う。

なお、運用マニュアルには赤残解消のための手段の例を明記している。

—— 主なものとして以下の二つがあげられる。

(1) 赤残の生じている銘柄の払出となる一般処理請求を取消す。

(2) 赤残の生じている銘柄の受入れとなる請求を行う。

③ 日本銀行が、一般処理時点間際にあっても予定赤残が解消されない参加者に、赤残を解消するように連絡する。

4. (例えば、証券口座の赤残を抱えた参加者がフェイルしたり、市場で証券が手当てできないことなどにより) 赤残が解消できない場合、証券決済システムではいかなる手続が採られますか。

いかなる手段によっても赤残が解消できない場合には、予定残高に赤残が発生している銘柄にかかるすべてもしくは一部の証券振替を取消す、あるいは、翌営業日に持越しして処理することとなる。取消しあるいは持越し処理の対象から、赤残発生口座に全く関係のない請求を除外するかどうかについても、日本銀行が決定する。

これらの決定は、日本銀行が行い、対象金融機関には適宜の方法により連絡する。組戻しの場合に生じる証券や資金口座のマイナス分をどのくらいの期間受容するかは、取引先間の問題であり、一概にはいえない。

a) 参加者に損失を割り当てるロスシェア条項を適用するのですか。

日銀ネットにロスシェア条項はない。

- b) 証券決済システムが損失を負担する
のですか。

証券決済システムが損失を負担する
ことはない。

- c) その他、具体的に記述して下さい。

上記4. 参照。

B. 証券決済システムが決済を確実に行うために証券貸付を行うのはいかなる場合ですか。

証券決済システムは証券貸付を行わ
ない。

1. 証券貸付の手続は自動的に行われるの
ですか。もしうでない場合、証券貸付の要
否を決定するために証券決済システムが用
いる手続を記述して下さい。

該当しない（以下、同じ）。

2. 参加者は、いかなる時点で自己の決済を
完了させるために証券貸付を受けることを
知らされますか。

3. 証券決済システム保管証券のうち、貸付
適格とされるのはいかなる証券ですか。預
託証券を貸付に利用させるか否かを参加者
が決められるのですか、それとも強制的な
ものですか。

4. 貸付証券は証券決済システムにおいて特
定の参加者を貸手とするものと認識されて
いるのですか、それとも貸付適格証券の集
合体が貸付主体と位置付けられるのですか。
証券を貸付したことになる参加者は取引當
事者となるのですか。

C. 証券決済システムはどのように回転売買の
決済を行いますか。

証券決済システムにおいて、回転売買
の決済は通常の売買と同様に決済され、
回転売買独自の決済方法は設けられてい
ない。

1. 参加者による同一決済日の証券の受渡し
の指図が、回転売買として同日中に決済さ
れるのは、いかなる場合ですか。

該当しない（以下、同じ）。

a) 参加者が、振替の履行に必要な証券
を証券決済システムに確定的な形で預
託している場合だけですか。

b) 参加者が、振替に必要な証券を証券
決済システムに暫定的な形で保有して
いる場合のみですか。

c) 証券の暫定的ないし確定的な受取り
前でも、照合された受取指図の価格が
振替額と同額以上の場合ですか。その
ような取扱は、照合が拘束力を持つ証
券の場合に限られますか。

d) 証券の暫定的ないし確定的な受取り
前で、第三者が証券決済システムに振
替額と同額以上の額の証券の受渡しを
約束した場合ですか。この場合その保
証者自身は、確定的な振替によって証
券を受け取っていなくてはなりません
か。証券決済システムはこのような約
束をどのように評価しますか。またそ
の点について証券決済システムの規則
に明記されていますか。

e) その他、具体的に記述して下さい。

2. 回転売買の対象となる、あるいはこれに
関係する証券の流動性の額に上限を設定す
るなど、上記の回転売買に関する取極につ
いて採用している限度額制度などの管理策
を記述して下さい。

3. 証券決済システムの参加者の資金の支払
指図が回転売買として同日中に決済される
のは、いかなる場合ですか。参加者は、与
信を受けずに引渡すべき証券の代金を運用
できますか。

VIII. Risk Control Measures (リスク管理策)

A. 証券決済システムがリスク管理の任を負う
領域での、その役割と責任を記述して下さい。

日本銀行は日銀ネットの円滑な運行を
確保するために必要な措置を講ずる責任
を負っている。

1. リスク管理策や手続を証券決済システム
内部で検討する手順を説明して下さい。

リスク管理策企画部門が、日々日銀ネッ
トの運行に当たっている部門とともに、
想定されるリスク毎に検討している。

2. 証券決済システムが提供する新商品、
サービスの見直しや承認に関するリスク管
理策はありますか。どのようなレベルの組
織がこうした承認を行うのですか。

日銀ネットが新しいサービスを提供す
る場合等においては、関係局が協議のう
え、生じうるリスクに関する管理策を企

画する。当該リスク管理策はその重要度
に応じて、政策委員会、または執行部の
承認を得ることになっている。

3. 証券決済システムには、運営ないしマー
ケティング部門から完全に独立した権限を
持ったリスク管理部門がありますか。

運営ないしマーケティング部門から完
全に独立した権限を持ったリスク管理部
門はない。リスク管理部門としての機能
は、運営部門と同じ部門にあるほか、別
の部門にも存在する。

4. 理事会はリスク管理策や手続を検討しま
すか。理事会には、リスク管理委員会ある
いは監査委員会がありますか。

政策委員会は必要に応じてリスク管理
策を検討する。但し、政策委員会には日
銀ネットのための独立した管理委員会ま
たは監査委員会はない。

B. 証券決済システムに関して行われる内部監
査／外部監査ないし監督当局の監督としての
検査について記述して下さい。このような監
査や検査のそれについて、以下の質問事
項に答えて下さい。

日本銀行の監事および検査部門が日本
銀行の業務全般に対する監査、または検
査の一環として、日銀ネットの運営状況
について内部的に監査または検査を行っ
ている。また、検査部門では、システム
監査（3～6ヶ月毎に、日本銀行が運営
する諸システムから個別のシステムを取り
上げ、その安全性等についてチェックを
行うもの）も行なっており、日銀ネッ

ト（国債関係事務）も過去に監査を受けている。

外部監査としては、会計検査院が日本銀行に対する検査の一環として、日銀ネットの検査を行っている。

1. 監査ないし検査を行うのはどのような主体ですか。

上記B. 参照。

2. 監査ないし検査の範囲はどのようなものですか。

主に次の事項を監査または検査している。

① 登録帳簿、参加者帳簿等が適切に保存、管理されているかどうか等、日々の日銀ネットの運行が規則に則り、適切に行われているかどうか。

② 適切なリスク管理策を策定しているかどうか。

③ その他、日銀ネットが円滑に運行するためには必要な措置を講じているかどうか。

a) 内部管理の適切さおよびその順守状況は、これらの対象となっていますか。対象となっている。

b) 証券決済システム自体がそのルールに沿っているか否かも、これらの対象ですか。

対象となっている。

3. 監査ないし検査の頻度はどの程度ですか。

主たる運行部門の一つである業務局に対して、監事による監査は年2回、検査

部門による検査は1年半から2年毎に行われている。この他、電算情報局にも同様の頻度で行われている。

4. 参加者は、監査報告書ないし検査報告書を閲覧できますか。

できない。

C. 証券決済システムは、保有証券を（時価）評価する能力を備えているか説明して下さい。

備えていない。

1. 証券決済システムのリスク管理システムにおいてこうした評価方法がどのように使われているか、示して下さい。

該当しない（以下、同じ）。

2. 証券の評価は、どのくらいの頻度で行われますか。

3. 証券の評価方法の基準は何ですか。

a) 利用している外部の価格情報などのデータソースは何ですか。

b) 価格評価推計モデルが使われている場合、モデルの選び方やモデルの計算結果の算出方法を記述して下さい。

D. 証券決済システムは、保管している、またはシステムを通じて振替えられる証券について担保権（lien）を取得しますか。

取得しない。

1. 証券決済システムの担保権は、参加者自身の保有する証券にのみ適用されますか、あるいは参加者の顧客の保有する証券にも拡大されますか。

該当しない（以下、同じ）。

2. このような担保権に基づいて、証券決済システムが証券を利用することができるの
はいかなる状況、いかなる方法においてで
すか。

E. 証券決済システムがリスクを限定ないし輕
減するため担保を徵求するのは、いかなる場
合ですか。

証券決済システムは担保を徵求してい
ない。

1. 証券決済システムは、自らの担保シス
テムを保有していますか。

該当しない（以下、同じ）。

2. 他の証券決済システムや決済システムと
共用の担保システムですか。

3. 証券決済システムの担保は、同日中に預
託または返却され得ますか。

4. 証券決済システムの取引で、担保の利用
を伴うのはいかなる取引ですか。

5. 利用される担保の種類ないし適用される
掛目に関し、何か基本方針はありますか。

6. 担保の評価方法はどのように作成され、
見直されますか。

7. 担保に関する方針は、証券決済システム
の書面のルールにどの程度記載されていま
すか。

F. 証券決済システムでは、リスクのモニター
ないし管理のためにエクスポートナーの限度
額を用いていますか。

用いていない。

1. 用いられる限度額やその対象となるエク
スポートナーのタイプを説明して下さい。

該当しない（以下、同じ）。

2. 限度額は、全参加者および証券決済シス
テムがリンクしている他の証券決済シス
テムにも適用されますか。また、こうした限
度額の適用について例外がありますか。

3. 限度額は、参加者個々に、ないし全体、
あるいはその両方に適用されるのですか。

4. 限度額は、隠れた形の与信あるいは証券
貸付（例えば、受渡証券を、暫定的で未だ
確定していない証券の振替の実行に利用す
る場合など）にも明示的な与信と同様に適
用されますか。

5. 証券決済システムでは、自動的に限度額
を超過した取引を拒絶しますか、それとも
順守状況を事後的に管理するに止まりま
すか。

6. 限度額に関する方針はどのように作成さ
れ、また見直されますか。

7. 限度額に関する方針は、証券決済シス
テムの規則にどの程度記載されていますか。
限度額の設定や変更のための追加的な権限
は誰が有していますか。

G. 証券決済システムにおいて、上記以外のリ
スク削減策があれば記述して下さい。

日銀ネットの抱えるリスクの一つとし
て時点処理を行っていることに伴う未決
済残高の累積がある。そこで日本銀行で
は、当座預金口座における資金決済と共に、
国債決済のR T G S化を実施すべく、
検討しているところである。

1. 証券決済システムないしその参加者は、
処理が行われる間、継続的に参加者の口座
をモニターすることができますか。

できる。

2. 証券決済システムでは、信用不安に直面していることが判明した参加者に対し、適用する特別なリスク管理の仕組みがありますか。

特別な仕組みはないが、信用不安に直面していることが判明した参加者については注意深くモニタリングしている。

3. 証券決済システムは、破綻に適用される場合または上記VI.に示す場合以外のためのロスシェアの取極を有していますか。それらのロスシェア取極めは参加者の事前の拠出に基づく基金を有していますか。

日銀ネット（国債関係事務）は、ロスシェアの取極も基金も有していない。

IX. Operational Risks（運営上のリスク）

A. 証券決済システムが利用するコンピューター・システムおよびその他システムの信頼性の評価方法を、証券決済システムがこうした目的で内部的に用いる基準も含めて記述して下さい。

1. 証券決済システムの正常オンライン稼働率（percentage uptime）はどの程度ですか。

システムの各種機器・回線は2重化されているほか、アプリケーションプログラムについても入念なテストを実施の上本番稼働させているため、個別参加者側での端末障害は生じたことがあるが、システムが全体として正常にオンライン稼働しなかったことはない。

a) システム全体でどの程度ですか。

上述のとおり、システム全体が正常にオンライン稼働しなかったことはない。

b) (コミュニケーション・ネットワーク、CPU等) 主な構成要素毎に分けてみるとどうですか。

CPU等センター機器は2重化されているほか、ネットワークについても、センター側の収容電話局の2局化や、耐障害性に優れたDDXパケット網の採用がなされており、いずれも正常なオンライン稼働が保たれている。

ただ、端末側は、利用先の電源障害や地震等災害の影響で、使用不能に陥ったことがある。

c) 重要な処理時間帯では、どの程度ですか。

重要な時間帯におけるシステム全体のダウンの経験はない。

2. 証券決済システムでは、過去2年間に重要なシステム障害を生じたことがありますか。

ない。

a) このシステム障害により、決済は遅延、中断、あるいはストップしましたか。該当しない（以下、同じ）。

b) そのようなシステム障害の特徴を記述して下さい。

B. 証券決済システムにおける緊急措置なし災害復旧措置について記述して下さい。

日銀ネットのリスク管理策企画部門お

より運行部門が協力して、どのようなリスクが存在するかを検討し、その対応策を策定すると共に当該対応策の実効性を確保することを目的として訓練を実施している。

具体的には障害（何らかの原因により端末とホストコンピューターとの送受信が不能又は不良となり、日銀ネットの円滑な運行が阻害されること）をその発生箇所により、①端末障害、②回線障害および③ホストコンピューター障害に区分し、大阪バックアップセンターへの切替え等を含む所要の措置を講じることとしている。

1. 正式な形で業務続行計画をたてていま
すか。
立てている（上記B. 参照）。

2. そのような計画を参加者がレビューする
ことはできますか。
できる。

3. こうした計画のテストの頻度はどの程度
ですか。このテストには、証券決済シス
テムの参加者も参加していますか。

現在、大規模な訓練は年2回程度行わ
れており、そのうち1回は証券決済シス
テムの参加者（但し、希望先のみの任意
参加）も対象としている。このほかに、
運行部門の判断で、部門単位の訓練が適
宜行われている。

4. 業務続行計画の主な要素は何ですか。
東京のCPU等主要機器の二重化と大

阪支店におけるバックアップセンターの設立によるバックアップ機能の拡充である。

5. メイン・システムが使用不能になった場合、証券決済システムが業務を再開するのにどのくらい時間がかかりますか。

東京のメインシステムがスタンバイ機を含めすべて使用不能の場合にも、処理されたデータはほぼリアルタイムで大阪バックアップセンターに反映されており、業務の再開までは2時間程度と想定されている。

C. 証券決済システムの運営および安全管理策に関する内部管理の特徴は何ですか（管理方法の変更ないしリモート・アクセスに関する管理方法の変更等）。

1. 証券決済システムが、正当な参加者の認証済の決済指図に基づいてのみ決済を行うように、実施されている管理策あるいはセキュリティ上の手続を記述して下さい。

日銀ネットにオンライン入力するためには、①決済指図の内容を日銀ネット端末装置に入力すること、②①で入力された決済指図の内容を検証の上ホストコンピューターに送信することという2段階の手順を踏むことが必要である。

このうち、②については参加者からの依頼に基づき、日本銀行が「送信権限者」として登録した者のみが日本銀行から付与された「権限者カード」を用いて行うことができる。また、①については「送信権限者」が日銀ネット端末を通じて

「オペレーター」として登録した者のみが
予め登録した「パスワード」を用いて行
うことができる。

「権限者カード」および「パスワード」
の管理については、例えば、「権限者カー
ド」の紛失・盗難時には参加者は直ちに
日本銀行に連絡し、日本銀行は当該参加
者の依頼に基づき使用差止めの手続を採
ることとしている等、日本銀行が所要の
手続を定めている。

2. 証券決済システムの内部監査／外部監査
には、システム運営および安全管理策に關
する内部管理が含まれますか。
含まれる。

3. システム運営および安全管理策について
の内部管理は、証券決済システムに適用さ
れる規制の内容に含まれていますか。
含まれていない。

D. 証券決済システムでは（通信システムの提
供者等）第三者に対し、システム上ないし運
用上の最低基準を課していますか。

日本銀行が第三者に課している運用上
の基準は、標準的な約款に基づくもので
あり、それ以外には特にない。

1. 証券決済システムでは、その基準が継続
的に満たされることをどのようにして確保
するのですか。基準が満たされない場合、
システムはどのような制裁手段を利用でき
るのですか。

日銀ネットで利用している通信事業者
(通信回線の提供者) に関しては、基準は
約款により定められている。具体的には、
そのサービス提供不能時間に応じた回線
使用料について、基本料金・通信料金合
計額の範囲内で賠償が行われる。

2. 第三者の引き起こしたシステム上の問題
により損失を被った場合、証券決済シス
テムではこの損失をどのように分配しますか。
特にルールは定まっていない。

(業務局・信用機構局)